

第3回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年3月19日(火) 13時30分～14時22分

2 開催場所 天栄村山村開発センター 2階大会議室

3 出席委員 (7人)

会 長	9番委員	佐 藤 正 尉
会長職務代理	8番委員	小 針 重 男
委 員	1番委員	石 井 正 美
	2番委員	大 河 原 友 治
	3番委員	車 田 京 子
	5番委員	佐 藤 光 榮
	7番委員	綱 藤 清 晴

農地利用最適化推進委員

廣 瀬 弘
常 松 栄
牧 和 明
瀬 和 義 浩
円 谷 善 司
星 忍

4 欠席委員 (2人)

4番委員	春 日 富 夫
6番委員	馬 場 吉 信

5 議事日程

議案第1号 現況確認証明申請適否決定について

議案第2号 令和5年度農用地利用集積計画適否決定について

議案第3号 令和6年度最適化活動に係る目標設定等について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 芳賀 信弘

農業委員会書記 渡邊 海一

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。
開会を小針職務代理よりお願いします。

職務代理 ただいまより、令和6年第3回天栄村農業委員会総会を開会致します。
事務局長 続きまして佐藤会長より挨拶を申し上げます。
会長 (会長挨拶)
事務局長 続きまして議長選出です。天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることとなっております。佐藤会長よりお願い致します。

会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願い致します。本日の出席委員は7名です。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。なお、6番 馬場委員、4番 春日委員につきましては、申し出により欠席であります。それでは、議事録署名委員の指名については1番 石井正美委員、2番 大河原友治委員の両名にお願い致します。それでは議事に入ります。

議長 議案第1号「現況確認証明申請適否決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。2番 大河原委員よりご説明願います。

大河原委員 3月8日に、佐藤会長、綱藤委員、事務局と私で申請者本人が立会いのもと、現地確認を行いました。現況は山林で間違いありませんでした。ご審議のほどお願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、議案第2号「令和5年度農用地利用集積計画適否決定について」を議題といたします。No.1について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。西郷・中郷地区担当の農地利用最適化推進委員 大須

賀委員が欠席でありますので、牧之内地区担当の農業委員 佐藤光榮委員よりご説明願います。

佐藤(光)委員 大須賀委員より、3月15日に申請者双方に確認したところ、申請内容のとおり間違いない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、No. 2からNo. 5について、関連がございますので一括して事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。上松本・下松本地区担当の農地利用最適化推進委員 廣瀬委員よりご説明願います。

廣瀬委員 3月13日と16日に、申請者に確認をしたところ、申請内容のとおり相違ないことを確認したので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、関連がございますので、No. 2からNo. 5について一括してこれより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、No. 6について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。上松本・下松本地区担当の農地利用最適化推進委員 廣瀬委員よりご説明願います。

廣瀬委員 3月16日に申請者双方に確認したところ、申請内容のとおり相違ないとのことでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長

意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長

続いて、No. 7について事務局より説明願います。

事務局

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。なおこの案件は、上松本・下松本地区担当の農地利用最適化推進委員 廣瀬委員よりご説明願います。

廣瀬委員

3月16日に申請者双方に確認したところ、申請内容のとおり相違ないとのことでしたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長

意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長

続いて、No. 8について事務局より説明願います。

事務局

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。大里北部・大里中部地区担当の農地利用最適化推進委員 常松委員よりご説明願います。

常松委員

3月17日に申請者双方に確認したところ、事務局から説明があったとおり間違いのないとのことでしたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長

意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長

続いて、No. 9について事務局より説明願います。

事務局

(事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願
いたいと思います。大里北部・大里中部地区担当の農地利用最適化推進委
員 常松委員よりご説明願います。

常松委員 申請者双方に確認したところ、申請内容のとおり間違いないとのこと
でしたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願いま
す。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手
を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、No. 10、No. 11について、関連がございますので一括して事
務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願
いたいと思います。No. 10、No. 11について、大里北部・大里中部地区
担当の農地利用最適化推進委員 常松委員よりご説明願います。

常松委員 申請者双方に確認したところ、申請内容のとおり間違いないとのこと
でしたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願いま
す。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、関連がございますのでNo. 10、No. 11につい
て一括して、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、No. 12、No. 13について、関連がございますので一括して事
務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願
いたいと思います。No. 12、No. 13について、大里北部・大里中部地区
担当の農地利用最適化推進委員 常松委員よりご説明願います。

常松委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり相違ないことを確認したと
のことでした。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、関連がございますので、No. 12、No. 13について一括して採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、No. 14について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。大里東部・大里南部地区担当の農地利用最適化推進委員 牧委員よりご説明願います。

牧委員 3月11日に申請者双方に確認したところ申請内容のとおり間違いのないことでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、No. 15に入る前に、この案件は農地利用最適化推進委員 常松委員の案件となります。よって天栄村農業委員会会議規則第10条の規定により、常松委員は退席願います。

それでは、No. 15について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。大里東部・大里南部地区担当の農地利用最適化推進委員 牧委員よりご説明願います。

牧委員 申請者双方に確認したところ申請内容のとおり間違いありませんでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

事務局は、常松委員を席にご案内ください。

議長 続いて、No. 16、No. 17について、関連がございますので一括して事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。No. 16、No. 17について、大里東部・大里南部地区担当の農地利用最適化推進委員 牧委員よりご説明願います。

牧委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いのないものでしたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、関連がございますので、No. 16、No. 17について一括して採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、No. 18について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。今坂・中屋敷・太多郎地区担当の農地利用最適化推進委員 瀬和委員よりご説明願います。

瀬和委員 申請者双方に確認したところ申請内容のとおり間違いのないものでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、No. 19について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。飯豊・小川地区担当の農地利用最適化推進委員 高崎

委員が欠席ですので、代わって飯豊地区担当の農業委員 小針委員よりご説明願います。

小針委員 高崎委員が欠席ですので代わってご説明いたします。高崎委員より申請者双方に確認したところ申請内容のとおり間違いないことを確認したと報告がありました。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、No. 20、No. 21について、関連がございますので一括して事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。No. 20、No. 21について、飯豊・小川地区担当の農地利用最適化推進委員 高崎委員が欠席ですので、小川地区担当の農業委員 大河原委員よりご説明願います。

大河原委員 高崎委員欠席により、私が説明させていただきます。3月16日に申請者に申請内容のとおり間違いないことを確認したとのことでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、関連がございますので、No. 20、No. 21について一括して採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、No. 22について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。高林・沖内地区担当の農地利用最適化推進委員 円谷委員よりご説明願います。

円谷委員 申請者双方に確認したところ、申請内容のとおり間違いありませんでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、No. 23からNo. 27について、関連がございますので一括して事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。No. 23からNo. 27について、湯本・田良尾・大平地区担当の農地利用最適化推進委員 星委員よりご説明願います。

星委員 耕作者の世代交代による利用権の設定でございます。利用権を設定する土地に変更はございません。申請者からも、申請内容のとおり相違ないことを確認しました。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、関連がございますので、No. 23からNo. 27について一括して採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、議案第3号「令和6年度最適化活動に係る目標設定等について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、各委員よりご意見等ございましたらお聞かせ願いたいと思います。意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 以上をもちまして本日提出された案件の議事を終了しました。

これをもって議長をおろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局長
職務代理

議事が終了しましたので、閉会を小針職務代理よりお願いいたします。

以上を持ちまして、第3回天栄村農業委員会総会を閉会致します。

(14:22終了)

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名する。

令和 6 年 4 月 19 日

議 長 石 藤 正 射

1 番委員 石 井 正 美

2 番委員 大 河 原 友 治